

議案第182号

渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例

渋川市伊香保温泉浴場「石段の湯」条例（平成18年渋川市条例第194号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 誘客の促進を図るとともに住民福祉の増進に寄与するため、渋川市伊香保温泉浴場石段の湯（以下「石段の湯」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 石段の湯の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 渋川市伊香保温泉浴場石段の湯

位置 渋川市伊香保町伊香保36番地

（開館時間）

第3条 石段の湯の開館時間は、4月から10月までは午前9時から午後9時まで、11月から3月までは午前9時から午後8時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 石段の湯の休館日は、毎月第2及び第4火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、この日後において、この日に最も近い休日でない日）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（利用許可）

第5条 石段の湯を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をするに当たっては、石段の湯の管理上必要な条件を付することができる。

（利用許可の制限）

第6条 市長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（3） その他石段の湯の管理上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第7条 市長は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止させ、又は利用許可を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

（2） 利用許可の条件に違反したとき。

（3） 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（4） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（5） 災害その他の事故により、利用できなくなったとき。

（使用料）

第8条 石段の湯を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（使用料の不還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1） 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、第8条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、その利用を終了したとき、又は第7条の規定により利用を中止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 石段の湯の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 石段の湯の利用に関する業務

(2) 石段の湯の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、石段の湯を適正に市民の利用に供しなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第14条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、指定管理者が使用料の額の範囲内において市長の承認を得て定める額を、石段の湯の利用に係る料金（以下「利

用料金」という。)とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を収受させる場合における第8条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、石段の湯の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の渋川市伊香保温泉浴場「石段の湯」条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第8条関係）

1 使用料

利用者区分	金額（1人1回）
大人	410円
小人	200円
障害者及び市内高齢者	100円

備考

- 1 小人とは、小学生をいう。
- 2 小学生未満の者の利用に係る使用料は、無料とする。
- 3 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

をいう。

4 市内高齢者とは、65歳以上の市内居住者をいう。

5 この表に定める使用料には、渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）の規定により課される入湯税を含む。

2 回数利用券（1冊につき）

利用者区分	金額	摘要
大人	3,100円	10枚つづり
小人	1,500円	

備考

1 小人とは、小学生をいう。

2 この表に定める使用料には、渋川市税条例の規定により課される入湯税を含む。

理由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、条例の全部を改正しようとするものである。